

～ 聖なる地の創造をめざして～

（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業

実施方針【修正版】

平成 1 8 年 3 月

宇 都 宮 市

【 目 次 】

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	特定事業の内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定にあたっての考え方等に関する事項	5
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1)	民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	6
(2)	募集及び選定スケジュール（予定）	6
(3)	応募者の参加資格要件	6
(4)	民間事業者の審査及び選定に関する事項	10
(5)	提出書類の取り扱い	11
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
(1)	想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担	12
(2)	サービス対価の支払い	12
(3)	市による事業の実施状況の監視	13
4	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
(1)	施設の立地条件	14
(2)	土地の使用に関する事項	14
5	事業計画または協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	15
(1)	民間事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	15
(2)	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	15
(3)	融資機関または融資団と市との協議	15
7	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
(1)	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
(2)	その他の支援に関する事項	16
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
(1)	議会の議決	17
(2)	情報公開及び情報提供	17
(3)	応募に伴う費用負担	17
(4)	実施方針に関する説明会について	17
(5)	実施方針に係る質問，意見の受付	17
(6)	質問書，意見書に対する回答等	18
別添資料 1	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件	19
別添資料 2	想定されるリスク分担表	21

1 特定事業の選定に関する事項

宇都宮市（以下「市」という。）は、（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「ＰＦＩ法」という。）に則り、実施することとする。本実施方針は、ＰＦＩ法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。

（１）特定事業の内容に関する事項

ア 事業名

（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業

イ 対象となる公共施設の種類

斎 場

ウ 施設の位置づけ

宇都宮市，上河内町，河内町，壬生町の1市3町（以下「管内」という。）の広域斎場として位置づける。

エ 公共施設等の管理者等

宇都宮市長 佐藤 栄一

なお，市は本施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定による「公の施設」とし，選定事業者を同法第244条の2第3項の規定による「指定管理者」として指定する予定である。

オ 事業目的

本市の現斎場は，建設から約28年が経過し，施設の老朽化が進行していることに加え，今後の高齢社会の進行により，現施設の能力では，火葬業務そのものに支障が生じるおそれがあることから，平成13年3月に「宇都宮市斎場再整備基本計画」を策定し，火葬需要のピーク時を踏まえ，移転新築による再整備方針を決定したところである。

本事業を進めるにあたっては，民間の資金やノウハウを活用することで，利用者のニーズや心情に十分配慮しながらサービスの質の向上を図り，かつ，財政支出の平準化と施設規模拡大によるスケールメリットを確保した整備等をめざすものである。

なお，事業の実施に際しては，地元経済発展への配慮に期待している。

カ 施設整備にあたってのコンセプト

～ 聖なる地の創造をめざして～

- 緑と静けさにつつまれた斎場 = 「安らぎ」の提供
- ゆったりとした空間を有した斎場 = 「ゆとり」の提供
- 安心して利用できる十分な機能を有した斎場 = 「安心感」の提供
- 最後の別れにふさわしい雰囲気・景観を有した斎場 = 「荘厳さ」の提供

キ 事業内容

施設の名称

(仮称) 宇都宮市新斎場

施設の内容

火葬棟，待合棟，式場棟，駐車場，構内道路及び調整池等（以下総称して「斎場施設」という。）及び緩衝緑地（斎場施設とあわせ，以下総称して「斎場施設等」という。）

ク 事業の範囲

募集要項等に定める手続きによって選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）は，本事業の遂行のみを目的とする商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）を設立し，PFI 法に基づき，以下の業務を実施する。

なお，それぞれの業務の詳細は，要求水準書（案）に示す。

斎場施設の整備に係る業務

- ・ 斎場施設の設計業務
- ・ 斎場施設の施工業務
- ・ 斎場施設の工事監理業務
- ・ 斎場施設の所有権移転業務
- ・ 敷地造成及びその関連業務
- ・ 備品等設置業務
- ・ 環境保全対策業務

斎場施設の運営に係る業務

- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 利用者受付業務（予約受付業務を含む）
- ・ 火葬業務

- ・ 待合関連業務
- ・ 売店等業務
- ・ 式場運営業務
- ・ 料金徴収代行業務
- ・ その他事務支援業務

斎場施設等の維持管理に係る業務

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 建物設備保守管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 外構維持管理業務
- ・ 緩衝緑地維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- ・ 警備業務
- ・ 火葬炉保守管理業務

ケ 事業方式

斎場施設の特性や事業範囲等の観点から、ＢＴＯ方式（Build Transfer and Operate：ＳＰＣが斎場施設を建設し、竣工後速やかに市に所有権を移転し、運営及び維持管理を遂行する方式）を事業手法として整備を行う。

コ 事業期間及びサービス対価の支払

本事業に関する主要スケジュールは以下のとおり。

事業者との仮契約締結	平成１９年	５月
契約の議決（本契約）	平成１９年	６月
施設の設計，建設	平成１９年	７月～平成２１年１月
施設の所有権移転	平成２１年	２月
施設の供用開始	平成２１年	３月
施設の運営，維持管理	平成２１年	３月～平成４１年３月

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、市は、ＳＰＣから斎場施設の引渡しを受けた後に、ＳＰＣにサービス対価を支払う。なお、サービス対価の支払の詳細については、募集要項等公表時に示す。

サ 事業に必要とされる関連法令等

S P Cは、本事業の実施にあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。
関連する法令等は下記のとおり。

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
都市計画法（昭和43年法律第100号）
建築基準法（昭和25年法律第201号）
消防法（昭和23年法律第186号）
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
電気事業法（昭和39年法律第170号）
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
騒音規制法（昭和43年法律第98号）
振動規制法（昭和51年法律第64号）
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
（ハートビル法）（平成6年法律第44号）
森林法（昭和26年法律第249号）
健康増進法（平成14年法律第103号）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

その他

- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年）
- ・栃木県生活環境の保全等に関する条例
- ・森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（栃木県林務部）
- ・栃木県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例
- ・栃木県開発許可ハンドブック（栃木県都市計画課）
- ・宇都宮市墓地埋葬等に関する法律施行細則
- ・宇都宮市開発行為等審査基準
- ・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例
- ・宇都宮市公共的施設整備マニュアル
- ・宇都宮市中高層建築物の建築に関する指導要綱 ほか

(2) 特定事業の選定にあたっての考え方等に関する事項

市は、以下の考え方及び手順に従い、本事業を特定事業として選定することとする。

ア 選定にあたっての考え方

市は、本事業を P F I 手法により実施した場合、従来型の手法により実施した場合に比べて、公的財政資金の効率的活用が図れることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。選定にあたっての考え方は次のとおり。

事業期間中における公的財政負担について、建設費及び運営維持管理委託費の観点から定量的評価を行い、その結果として、公的財政負担の削減が見込めること

事業期間中における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として、公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込めること

イ 選定手順

市は、次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

コスト算出による定量的評価

P F I 事業として実施することの定性的評価

V F M (Value for Money) の精査による総合的評価

ウ 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

市は、前項の選定手順に従い、特定事業を選定した場合には、その評価結果を明らかにした上で、市のホームページ等により公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

市は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで選定事業者を決定するものとする。選定事業者の決定にあたっては公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの提案を総合的に評価するものとする。

(2) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは、下記のとおり想定している。詳細については、募集要項等公表時に示す。

平成18年 1月	実施方針に関する質問・意見の受付・回答
平成18年 3月	特定事業の選定の公表
平成18年 7月	募集要項の公表
平成18年 8月	募集要項の説明会 募集要項に関する質問の受付・回答
平成18年 9月	応募者からの参加表明 参加資格審査
平成18年12月	提案書の提出
平成19年 2月	民間事業者（優先交渉権者）の決定
平成19年 5月	仮契約の締結
平成19年 6月	契約の議決（本契約の締結）

(3) 応募者の参加資格要件

ア 応募者の構成

応募者は、本事業を実施する下記の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。

火葬炉を除く斎場施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）

火葬炉を除く斎場施設を施工する企業（以下「施工企業」という。）

斎場施設の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

火葬炉を設計、施工及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）

火葬炉運転業務及び火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）

火葬炉運転業務及び火葬業務を除く斎場施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）

という。)

火葬炉保守管理業務を除く斎場施設等の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）

このうち、「施工企業が設計企業を兼ねること」「施工企業が運営企業もしくは維持管理企業を兼ねること」「運営企業が維持管理企業を兼ねること」「火葬炉企業が火葬炉運転企業を兼ねること」は、いずれも可能とする。

また、次の企業を構成員に含めることも可能とする。

本事業を行うための出資のみを行う企業（以下「出資企業」という。）

また、応募者は、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。代表企業は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有していることを必要とする。

加えて、代表企業を含むＳＰＣの株主は、以下の条件を満たすことを必要とする。

(ア)代表企業及び構成員である株主が、ＳＰＣの株主総会における全議決権の過半数を超える議決権を保有すること。

(イ)代表企業の議決権保有割合が、全議決権の３分の１を超え、かつ出資者中最大であること。

なお、応募者には、宇都宮市内に本社または本店を置く企業（以下「地元企業」という。）を１者以上含むこととする。

イ 構成員の変更

応募者からの提案書の提出以降、構成員の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員に変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討のうえ、変更を認めた場合はこの限りではない。

なお、いかなる場合においても、代表企業の変更は認めない。

ウ 基本的な参加資格要件

応募者は、以下の要件を満たすこと。

(ア)設計企業は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ)施工企業のうち、１者以上は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく土木・建築一式工事及び機械器具設置工事につき、特定建設業の許可を得ていること。

(ウ)工事監理企業は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく

一級建築士事務所の登録を行っていること。

応募者の全ての構成員は以下の要件を満たすこと。

(ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

(イ)宇都宮市入札参加資格有資格者名簿において、ア から に掲げる各企業の担当業務に対応した業種に関する登録がなされている者であること。

(ウ)本市の指名停止措置を受けていない者であること。

(エ)次の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。

- a 商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告
- b 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
- c 旧和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立て
- d 会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定による更生手続開始の申立て
(ただし、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く)
- e 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て
(ただし、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く)

エ 経営状況

応募者のうち、ウ (イ)に定める特定建設業の許可を受けた施工企業は、経営事項審査結果通知書(資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの)の総合評点が1200点以上である者を1者以上含むこと。

オ 納税状況

応募者の全ての構成員は、クに定める参加資格確認基準日までの過去2年間に於いて、本店所在地において下記の滞納をしていないこと。

- 国税 : 法人税, 消費税
- 都道府県税 : 法人事業税
- 市町村税 : 法人市町村民税, 固定資産税

カ 構成員の兼務等の禁止

一応募者の構成員が、他の応募者の構成員になることは認めない。また、応募者の構成員と資本関係または人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めない。ただし、一応募者の構成員である火葬炉企業及び火葬炉運転企業が、他の応募者の火葬炉企

業及び火葬炉運転企業となることは、この限りではない。

なお、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複して参加する場合については、別添資料１「火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件」に基づき、要件を定めることを予定している。詳細は募集要項等公表時に示す。

なお、資本関係または人的関係のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第２１１条の２第１項及び同条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）または子会社の一方が会社更正法第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）または民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（商法第２１１条の２第１項及び同条第３項の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更正会社または民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項または民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

その他選定事業者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 または と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合。

キ その他の参加不適格者

応募者は、以下の要件を満たす者を構成企業に含めないこと。

市が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として株式会社石本建築事務所、セントラルコンサルタント株式会社、及び西村ときわ法律事務所）または当該受託者と資本関係もしくは人的関係のある者

審査委員会の委員本人、委員が属する企業またはその企業と資本関係もしくは人的関係のある者

ク 参加資格確認基準日

参加資格確認の基準日は、平成１８年９月を予定している。

なお、詳細については募集要項等公表時に示す。

(4) 民間事業者の審査及び選定に関する事項

ア 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、有識者等で構成する「宇都宮市新斎場 P F I 事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、募集要項に基づき応募者の提案を審査する。なお、事業者選定基準はプロポーザル公告と併せて公表する予定である。

審査委員会の委員は、以下のとおりとし、委員の公表以降に、本事業について委員と接触を試みた者等については、本事業への参加を認めないものとする。また、資格審査終了後においては、失格とする。

【委員名簿】

- ・ 委員長 野城 智也 （東京大学生産技術研究所 教授）
- ・ 副委員長 石井 晴夫 （作新学院大学総合政策学部 教授）
- ・ 委 員 前田 博 （弁護士 西村ときわ法律事務所）
 宮脇 淳 （北海道大学公共政策大学院 院長）
 八木澤 壯一（共立女子大学家政学部 教授）

イ 事業者選定基準を定めるにあたっての指標

コスト面

斎場施設の整備に係る建設費，運営維持管理委託費

運営及びサービス水準面

各施設の運営及び維持管理内容，並びに管理運営計画等

民間事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性

土地利用，建築物のデザイン，植栽等修景施設の計画等

事業実施体制

民間事業者の財務状況，過去の類似業務実績等

ウ 審査及び選定手順に関する事項

審査は，事業者選定基準に基づき，審査委員会によるコスト面からの定量的評価，並びに運営及びサービス水準面等からの定性的評価を行い，最も有利なものを市が選定する。

なお，審査は，以下の視点で，参加資格審査と提案審査に分けて実施する予定である。

参加資格審査

応募者の具備すべき参加資格要件の有無

提案審査

(ア) 価格

(イ) その他提案内容（建設，運営及び維持管理業務の提案内容等）

エ 審査及び選定結果及び評価の公表方法

市は，審査委員会における審査結果及び選定の結果を取りまとめて，市のホームページ等により公表する。

(5) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

選定された提出書類の著作権は市に帰属されるが，選定されなかった提出書類の著作権は，それぞれの応募者に帰属される。

市は，選定された提出書類の展示権を有する。

選定された提出書類の複製権は，市のみに帰属される。

イ 返却

選定されなかった提出書類については，それぞれの応募者に返却しないものとする。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

斎場施設等の整備及び運営維持管理の責任は、原則としてＳＰＣが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

イ 想定されるリスクと責任の分担

市とＳＰＣのリスク分担は、原則として別添資料２「想定されるリスク分担表」によることとし、その分担の程度等の詳細については、事業契約書において規定する。

(2) サービス対価の支払い

市は、斎場施設の整備に要する費用、並びに斎場施設等の運営維持管理に要する費用を、事業契約書に定める方法によりＳＰＣに支払う。

なお、サービス対価の算定及び支払方法については、募集要項等公表時に示す。

斎場施設の整備に要する費用

斎場施設の整備に要する費用は、市が事業期間中に割賦払いを行う。割賦代金は、斎場施設の整備に要する費用を元金とし、これに割賦金利を加算した総支払額とする。

斎場施設等の運営及び維持管理に要する費用

市がＳＰＣに支払う運営及び維持管理に要する費用は、固定費相当額と変動費相当額の合算とする。

固定費相当額は、運営業務の一部（火葬炉運転業務、火葬業務及び待合関連業務を除く）及び維持管理業務に要する費用で、利用実績にかかわらず発生する費用に対して支払うものとする。

変動費相当額は、火葬炉運転業務、火葬業務及び待合関連業務に要する費用で、火葬場の利用実績に応じて支払うものとする。

(3) 市による事業の実施状況の監視

ア モニタリング

設計時

S P C は、設計内容について市から定期的に確認を受ける。設計完了時には市の承認を受けるものとする。

工事施工時

S P C は、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、市は必要に応じて、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

工事完成時

S P C は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

施設供用開始後

市は、定期的に業務の実施状況を確認する。

イ 排ガス等検査

S P C は、自らの責任及び費用により排ガス等検査を実施し、その結果を市に報告するものとする。

大気汚染に係る排ガス等検査は、供用開始後ただちに全排気系列について実施し、翌年度以降は市が指定する1排気系列連続運転で2系列実施することとする。また、騒音及び振動に係る排ガス等検査は、竣工時の全炉運転時に実施することとする。

S P C は、排ガス等検査の結果が公害防止基準を上回る場合は、火葬炉の運転を中止しなければならないものとする。

ウ サービス対価の減額等

S P C が実施する斎場施設等の整備及び運営維持管理について、事業契約で定めた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、市は、サービス対価の減額を行うとともに、S P C に対して業務改善勧告を行い、業務改善計画の提出及び実施を求める。

エ 事業期間終了後の措置

事業期間終了後の斎場施設の運営維持管理委託を継続して実施するか否かは、斎場施設の運営維持管理を開始してから、市とS P C との協議により決定する。

4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

ア 位置

栃木県宇都宮市上欠町字富士山台ほか

(別紙 位置図に示すとおり)

イ 面積

管理ゾーン 96,500 m² (うち施設ゾーン 30,000 m²)

(別紙 都市計画区域図に示すとおり)

用地の取得状況により、面積は変更になる可能性がある。

ウ 都市計画による区域区分等

市街化調整区域

建ぺい率 60 %以下

容積率 200 %以下

(2) 土地の使用に関する事項

S P C は、施設整備のため建設地内の必要な範囲を、整備期間中、無償で使用する
ことができる。

5 事業計画または協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合，市とＳＰＣは誠意をもって協議するものとし，協議が整わない場合は，事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また，事業契約に関する紛争については，宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業契約には，事業期間中に本事業の継続が困難となった場合（ＳＰＣの経営の破綻，またはその懸念が生じた場合等），責任の所在を明文化するとともに，その規定に従い対応することとする。

特に，ＳＰＣがその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合，ＳＰＣが再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き，市は，ＳＰＣに一定の回復期間を与えて，ＳＰＣの事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし，ＳＰＣによるサービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合，あるいはＳＰＣの事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には，市は，事業契約を解除し，本事業を実施する新たな民間事業者を公募することを原則とする。

事業の継続が困難となった場合には，次の措置をとることとする。

（１）民間事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

市は，事業契約に従いＳＰＣに業務改善勧告を行い，業務改善計画の提出及び実施を求めることができる。なお，その他の対応方法については，事業契約書に定める。

（２）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書に定める事由ごとに，責任の所在による修復等の対応方法に従う。

（３）融資機関または融資団と市との協議

市は，本事業の安定的な継続を図るために，必要に応じて，本事業に関してＳＰＣに資金を供給する金融機関等の融資機関または融資団とあらかじめ一定の事項について協議を行い，当該金融機関または融資団と直接協定を締結することがある。

7 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア S P C は、財政上、金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される場合には、S P C は事業安定性の向上、サービスレベルの向上等に活用すること。

イ 市からの補助、出資及び債務保証等の財政支援は行わないものとする。

(2) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市及びS P C は協議を行い、対応策を検討する。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、平成19年3月に、債務負担行為の設定に関する議案を市議会に提出する予定である。また、市は、平成19年6月に、事業契約の締結に関する議案を市議会に提出する予定である。

なお、市は事業契約の締結以降、本事業に関する公の施設の設置条例の制定及び指定管理者の指定に関する議案を市議会に提出することを予定している。

(2) 情報公開及び情報提供

市は、宇都宮市情報公開条例に基づき、本事業に係る情報公開を行う。

地域の慣習、一般的な葬送行為の規模などの情報提供は、市のホームページ等を通じて行う。

(3) 応募に伴う費用負担

応募者に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

(4) 実施方針に関する説明会について

市は、実施方針に関する説明会を、次のとおり開催する。

ア 日 時 平成18年1月20日(金) 午前10時00分から

イ 場 所 宇都宮市役所 14階 大会議室

ウ 受 付 参加を希望する場合、「(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業の実施方針に関する説明会参加申込書」(様式1)を電子メールまたはFAXにより平成18年1月16日(月)までに8(5)の連絡先まで提出すること。

(5) 実施方針に係る質問、意見の受付

本実施方針に対する質問または意見がある場合は、「実施方針に関する質問・意見書」(様式2)により質問書または意見書を作成し、提出期間内に連絡先へ持参または電子メール(添付ファイル)により提出するものとする。なお、電話での受付は行わない。

質問書及び意見書の作成に使用するソフトは、Microsoft Excel とする。質問書及び意見書を持参する場合は、内容を記録したフロッピーディスクまたはCD-Rも提出すること。

提出期間は、実施方針の公表時点から平成18年1月27日(金)までとする。

持参の場合は、年末年始、土曜、日曜及び休日を除く、午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

連絡先は以下の通りとする。

栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 - 5

宇都宮市 市民生活部 生活安心課 斎場整備推進室（担当：篠原・鈴木）

電 話 番 号 0 2 8 - 6 3 2 - 2 7 4 8

ファクシミリ 0 2 8 - 6 3 2 - 3 2 6 7

電 子 メ ー ル u18150500@city.utsunomiya.tochigi.jp

（ 6 ） 質問書，意見書に対する回答等

提出された質問書，意見書に対する回答書は，平成 1 8 年 2 月 1 7 日（金）以降，市のホームページで公開する。

なお，意見書を寄せられた方には，後日内容確認のため，必要に応じヒアリングを行うこともある。

別添資料１：火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件

１ 複数応募者への重複参加について

- ・ 本事業においては、応募者の積極的な参加を促す観点から、一応募者の構成員である火葬炉企業及び火葬炉運転企業が、他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることを認めるものとする。

２ 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合の要件

（１）専任担当者の設置

- ・ 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加するにあたり、当該企業の担当者は応募者毎に専任の担当者を置き、応募者間の担当者の重複がないようにするとともに、専任担当者間の情報遮断を徹底すること。また、各応募者が提案書作成のために実施する打ち合わせや会議についても、当該企業に所属する出席者は応募者毎に重複がないようにすること。

（２）情報管理計画書等の提出

複数応募者に重複して参加を希望する企業は、情報管理計画書を参加表明時に市に提出し、市の承認を受けること。情報管理計画書の様式は任意とするが、最低限以下の事項を含むこと。

- ・ 本事業の提案に関し応募者から知り得た機密情報の管理方針
- ・ 応募者に示した見積金額に関する情報の管理方針
- ・ 当該機密情報の管理に関する代表者及び専任担当者による誓約
- ・ 本事業の提案に関し応募者から受領した機密文書の保管・持ち出し方法
- ・ 情報管理報告書（後述）の様式

複数応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書を市に提出する前に、必ず応募者の代表企業の確認を受けること。

複数応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書に基づき、各応募者間の情報管理を徹底すること。また、代表企業は、情報管理計画が遵守されるよう確認を行うこと。

複数応募者に重複して参加する企業は、各応募者の提案資料の付属資料として、応募者毎に情報管理報告書を提案資料とともに市に提出し、市の確認を受けること。

（３）火葬炉企業及び火葬炉運転企業が実施する業務に係る費用

火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合において、当該企業が実施する業務に係る費用は、各応募者間での公平性を確保すること。

火葬炉企業及び火葬炉運転企業が実施する業務に係る費用は、各応募者の提案価格の合計とともに、内訳毎に併記すること。

3 参加資格の喪失

- ・ 2（１）ないし（３）の要件が遵守されていないと市が判断した場合には、当該企業が参加する全ての応募者は、参加資格を喪失するものとする。
- ・ また、各応募者の代表企業又は構成員が、当該企業をして他の応募者の機密情報を不正に入手させ、あるいは入手させようとした事実が確認された場合は、かかる代表企業又は構成員が参加する応募者は、参加資格を喪失するものとする。
- ・ さらに、優先交渉権者の決定後、優先交渉権者の代表企業又は構成員において上記の事実が確認された場合、市は、優先交渉権者の決定を取り消すことができるほか、事業契約締結後であっても事業契約を解除できるものとする。

別添資料 2：想定されるリスク分担表

段 階	リ ス ク 項 目	リ ス ク の 概 要	リスク分担	
			市	民間
共 通	許認可の遅延等	市の責めに帰すべき事由による斎場施設の施工，運営に関する許認可の取得の遅延，失効	○	
		上記以外の事由による斎場施設の施工，運営に関する許認可の取得の遅延，失効		○
	住民対策	斎場施設の設置等に関する反対住民運動等による事業の中断，中止	○	
		斎場施設の施工，運営に際し通常必要とされる近隣住民への説明等		○
	環境対策	斎場施設の施工，運営に関する環境への悪影響		○
	法制度の変更	法制度の変更に伴う再投資，サービスの停止等	○	
	税制度の変更	サービス対価の支払に係る消費税の変更	○	
		その他関連税制度の変更		○
	要求水準等の変更	行政の政策の変更や性能要件の水準変更に伴う追加費用の発生，スケジュールの変更等	○	
		民間事業者の提案による仕様の変更		○
	第三者賠償	市の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
		上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○
	労 災	建設，運営における従業員の労働災害		○
	資金調達	本事業の実施に必要な資金調達		○
設計段階	調査・測定の不備	市が実施した調査・測定の不備	○	
		上記以外の調査・測定の不備		○
	設計変更	市の責めに帰すべき事由による設計変更	○	
		上記以外の事由による設計変更		○
建設段階	事業用地の確保	斎場施設の建設に必要な事業用地の確保	○	
	地盤沈下	建設工事の地盤沈下によるコストの増加		○
	地中障害物	建設工事中に発見された地中障害物の処理	○	
	建設費の上昇	予想できなかった技術的問題や施工上の課題などにより，当初見積額以上の支出が発生		○
	工期の遅延	施工に際して，設計ミスや事故の発生，想定した能力や機能が発揮できないことなどにより，斎場施設の引渡し時期が契約より遅れる		○
	性能未達	契約で定められた仕様を満たすことができない		○
	資材置き場の確保	斎場施設の建設及び敷地造成に要する資材置き場の確保		○
	工事監理	民間事業者による工事監理に関するリスク		○
	完成検査	民間事業者による完成検査に関するリスク		○
	斎場施設の損傷	引渡し前の斎場施設の損傷		○
運営維持管理段階	供用開始の遅延	開業準備の遅延，運営体制の問題などにより，斎場施設の供用開始時期が契約より遅れる		○
	需要リスク	火葬件数の変動に伴うサービス対価の変動	○	
		売店など自己収益事業における採算性悪化		○
	施設の瑕疵	施設に瑕疵があった際の修繕，損害賠償		○

	サービスの中断	施設の瑕疵，環境基準の未達等，民間事業者の責めに帰すべき事由によるサービスの中断		○
	物価変動	運営期間中における物価の変動	○	
	運営維持管理費の上昇	運営計画の不備等による運営維持管理費の上昇（物価変動を除く）		○
	事故等による斎場施設の損傷	市の責めに帰すべき事由による斎場施設の損傷	○	
		上記以外の事由による斎場施設の損傷		○

「リスク分担」の欄中，「○」は主分担を，「」は従負担を示す。

金利変動は，斎場施設の所有権移転時及び供用開始後 10 年目を目途に，基準金利の見直しを予定している。これ以外の金利変動については民間事業者の負担とする。

不可抗力は，天災（暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，落雷ほか）や戦争，テロ，疫病など，いずれの責にも帰すことができない自然的または人為的な事象を想定している。このうち，軽微なもの及び保険の付保が可能なものを除き，市の負担とする。

物価変動は，事業契約書に別途定める改定ルールに基づき，運営維持管理費の増減を行うことを予定している。これ以外の物価変動リスクについては民間事業者の負担とする。